

健康保険の扶養の範囲内でのパートタイマーの勤務

1. 健康保険の扶養の範囲

社会保険未適用（1週間の勤務時間がフルタイム勤務の従業員の4分の3未満（30時間未満）または1か月の勤務日数がフルタイム勤務の従業員の4分の3未満）で、年間の収入が130万円未満（60歳以上は180万円未満）の者

なお、収入には年金収入も含まれる。

2. パートタイマーの時給と就労可能時間

時給(円)	130万円未満での就労可能時間(時間)			備 考
	年 間 (130万円÷時給)	1 か月	1 週間	
700	1857	154	35	年収が130万円未満であっても週30時間以上となるので、扶養から外れる
750	1733	144	33	
800	1625	135	31	
850	1529	127	29	扶養の範囲内

つまり、時給が800円以下であって、年間の収入が130万円以上となるのであれば、その勤め先の勤務時間管理に問題（法人であれば社会保険適用の隠蔽）がある可能性が高い。

3. 時給と勤務時間、出勤日数、収入

時給(円)	出勤 週	勤務時間(時間)			収入(円)		
		1 日	1 週間	1 年間(52 週)	1 日	1 週間	1 年間(52 週)
700	6 日	4.5	27	1404	3,150	18,900	982,800
	5 日	5.5	27.5	1430	3,850	19,250	1,001,000
	4 日	7	28	1456	4,900	19,600	1,019,200
750	6 日	4.5	27	1404	3,375	20,250	1,053,000
	5 日	5.5	27.5	1430	4,125	20,625	1,072,500
	4 日	7	28	1456	5,250	21,000	1,092,000
800	6 日	4.5	27	1404	3,600	21,600	1,123,200
	5 日	5.5	27.5	1430	4,400	22,000	1,144,000
	4 日	7	28	1456	5,600	22,400	1,164,800
850	6 日	4.5	27	1404	3,825	22,950	1,193,400
	5 日	5.5	27.5	1430	4,675	23,375	1,215,500
	4 日	7	28	1456	5,950	23,800	1,237,600
900	6 日	4.5	27	1404	4,050	24,300	1,263,600
	5 日	5.5	27.5	1430	4,950	24,750	1,287,000
	4 日	7	28	1456	6,300	25,200	1,310,400

つまり、忠実な勤務時間管理を行うと、時給が900円以下であっても、年間の収入が130万円以上としないケースもある。